

社会福祉法人沖縄にじの会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄にじの会（以下、「沖縄にじの会」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事並びに評議員をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 この規程による報酬等とは、役員報酬、理事会及び評議員会出席時の交通費等である。なお、この規程による報酬等は、役員の勤務実態によって支給するものとし、役員の地位にあることのみによって支給するものではない。

2 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員会の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

附則

- 1 この規程の改廃については理事会が行う。
- 2 この規程は2013年11月27日より実施する。
- 3 この規程は2017年 6月 1日より実施する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円／回	実費分
評議員会出席報酬等	5,000 円／回	実費分

※交通費の実費分については、自宅から開催する事業所までの距離に応じて1 kmに対し、20円を支給する。また、沖縄自動車道を使用した場合は実費分を支給する。

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円／月	実費分
理事業務報酬等	5,000 円／回	実費分
評議員業務報酬等	5,000 円／回	実費分
監事監査指導報酬等	10,000 円／回	実費分

※理事長業務の実費弁償費を（職員通勤手当相当⇒実費分）に変更

※交通費の実費分については、自宅から開催する事業所までの距離に応じて1 kmに対し、20円を支給する。また、沖縄自動車道を使用した場合は実費分を支給する。

別表3（第6条関係）

名 称	報 酬（1日）	旅 費
報酬及び旅費	10,000 円／回	実費分

※交通費の実費分については、自宅から空港までの距離に応じて1 kmに対し、20円を支給する。また、沖縄自動車道を使用した場合は実費分を支給する。ならびに出張に要する交通費等については実費分を支給する。